

令和5年度

第12回定例農業委員会会議録

令和6年3月21日 開催

令和6年3月21日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第12回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第3号

令和5年度 第12回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月15日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和6年3月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年3月21日 午後 1時25分

閉会 令和6年3月21日 午後 2時40分 (会期1日)

第1日目 (3月21日)

出席委員 14名

1番 中添 文彦

8番 笹川 武義

2番 谷本 利信

9番 井脇 弘幸

3番 三好 直樹

10番 長尾 清

17番 大野 政則

11番 川西 正廣

18番 藤重 英子

12番 藤滝 健造

19番 丸尾 説男

13番 三好 満

7番 佐藤 裕子

14番 三好 光春

農地利用最適化推進委員

名参加

議事録署名委員

18番 藤重 英子 委員、19番 丸尾 説男 委員

欠席 4番 國重 義廣 委員、5番 森 健人 委員、6番 福家 範行 委員

15番 滝川 廣男 委員、16番 渡辺 玲子 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和6年3月21日

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 議案第1号 農地法第3条（農業委員会）について
- 第4 議案第2号 農地法第4条（県知事）について
- 第5 議案第3号 農地法第5条（県知事）について
- 第6 議案第4号 現況証明（農委分）について
- 第7 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第8 議案第6号 農地中間管理事業法第18条7項（農地利用配分計画の公告）について
- 第9 議案第7号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第10 議案第8号 特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について
- 第11 議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定について
- 第12 報告第1号 農地法第18条（通知）について

令和6年3月 農業委員会議事録

午後1時25分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和5年度第12回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、4番 國重義廣 委員、5番 森 健人 委員、6番 福家範行 委員、15番 滝川 廣男 委員、16番 渡辺玲子 委員の5名です。よって、農業委員出席者は、14名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、18番 藤重英子 委員、19番 丸尾説男 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は1件です。

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は相続により申請地を取得したものの管理に苦慮しており、現在は防草シートを張り管理のみを行っていたところ、新規で営農を開始することを考えていた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は0㎡、農作業暦も0年ですが、農作業の基本的な技術・知識については近隣に住む両親から指導してもらおう計画であり、取得後の農作業の従事日数は180日を予定しております。

取得後の営農計画としては、ブロッコリー、白菜を予定しており、機械の所有状況については、親族所有の農機具としてトラクター2台、コンバイン、耕耘機、田植機、軽トラックが各1台あり、これらを必要に応じて借りる計画としています。また、ブロッコリー、白菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、12km、車で15分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今日は2件です。

議案第2号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第3種農地（第二種低層住居専用地域）

併用地： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： 住宅用地/農家住宅

施設の概要： 住宅2階建1棟 245.52㎡、納屋2階建1棟 127.81㎡

カーポート平屋建1棟 33.31㎡ 合計 406.64㎡

利用率 406.64㎡/8225.85㎡=49.41% (>30%)

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 平成20年頃、自家用車が増えガレージが必要となったため宅地の一部にカーポートを設置したが、隣接農地が宅地に入り込むような形状であったため、宅地と一体で造成を行い、現在まで使用してきました。

本来であれば、農地法の規定に基づく許認可手続きを行うべきですが、その手続きを行っておらず、今回、周辺農地で共同住宅の建設を目的とした転用申請が行われるため所有地を確認したところ事態が発覚しました。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

- 【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし
【期間】 平成 20 年頃造成
【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし
【排水】 雨水：併用地の集水桝から水路へ放流
汚水：発生なし
【他法令許可】 該当なし
【水利】 ██████████
【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-2

地図・図面： ██████████
申請地： ██████████
地 種： 第 3 種農地（第二種低層住居専用地域）
併用地： ██████████
申請者： ██████████
用途： 住宅用地/一般住宅
施設の概要： 居宅・納屋 2 階建 1 棟 179.34 m²
利用率 179.34 m²/412.73 m² = 43.45% (>22%)

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請地は以前から田の排水路として利用していましたが、今回、周辺農地で共同住宅の建設を目的とした転用申請が行われるにあたり、以降も宅地の排水路として存置する必要があるため、本申請に至ったものです。

- 【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし
【期間】 不詳
【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし
【排水】 雨水：地先東側水路へ放流
汚水：発生なし
【他法令許可】 該当なし
【水利】 ██████████
【隣接同意】 該当なし

以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は4件です。

議案第3号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地種： 第3種農地（第一種住居地域、第二種低層住居専用地域）

併用地： 山林・農道・水路 合計 674.33 m² 全体面積 5,775.33

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要： 共同住宅2階建1棟 206.91 m²、共同住宅2階建2棟 236.30 m²
共同住宅2階建1棟 118.15 m²、共同住宅2階建4棟 177.23 m²
合計 1,506.58 m²

申請事由： 共同住宅

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、資本金300万円の主として不動産業を営む法人です。

賃貸共同住宅経営による事業収入の拡大を考え、建築業者を通じ、共同住宅の空室状況と入居希望の情報を得たところ、計画地付近の需要が多く、52世帯を上回る新規入居が見込まれると判断しました。

申請地は、県道に接道しており宅地化の進んだ地域であり、周辺への影響も少ないことから候補地に選定し、土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

【資金】 土地代 1,800万円 造成費 6,200万円、建築費 57,400万円
合計 65,400万円（自己資金 11,000万円、借入金 54,400万円）

【期間】 令和6年5月1日～令和7年4月30日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.30～1.13m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=1.79m

【排水】 雨水：最終樹に集水後、地先水路へ放流
汚水：最終樹に集水後、西側下水道へ放流

【他法令許可】 開発許可、事前協議中

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-2

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 3 種農地（第二種中高層住居専用地域）

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要： 区画造成 5 区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成 16 年に設立、資本金 2,000 万円で、不動産取引業を主に営む法人であります。

申請地は閑静な土地であり、近隣に商業施設が増加しており、生活するうえで利便性の高い地域となっています。市場調査によると申請地周辺での宅地の問合せも多く、住宅の販売需要が見込まれると判断し、住宅用地となる土地を探していたところ、高齢化や耕作不便のため農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。

【資金】 土地代 1,800 万円 造成費 850 万円、建築費 0 万円
自己資金 2,650 万円、借入金 0 万円

【期間】 許可日から 1 年間

【造成】 盛土 花崗土 H=0.8~0.9m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=~1.050m

【排水】 雨水：各戸で集水後、北側水路へ放流
污水：北側公共下水道へ接続

【他法令許可】 開発許可申請

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地/再エネ発電設備

施設の概要： 太陽光パネル 6 基 172 枚 443.76 m²

電柱 1本 0.01 m² 合計 443.77 m²

申請事由： 太陽光発電設備

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成7年に設立。太陽光発電事業を営む法人です。事業を拡大し新たな収入源を確保するため、太陽光発電設備の設置を検討しておりました。

申請地は日当たりが良好で、傾斜も少なくパネルの設置に効率の良い形状であり、採算に見合う面積の確保できる、太陽光発電設備の設営に適した土地であります。

このたび、農地の維持管理に苦慮し、財産の処分を考えていた土地所有者との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 100万円 造成費 50万円、建築費 900万円
自己資金 1,050万円、借入金 0万円

【期間】 令和6年4月30日～令和6年10月30日

【造成】 盛土 なし 切土 なし 整地のみ
コンクリート擁壁 既存使用

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 調整済み

議案第2号-4 (12月農振除外案件)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 工場用地

施設の概要： 工場 平屋建1棟 1,000 m²、休憩所 平屋建1棟 22.66 m²
合計 1,022.66 m²

申請事由： 貸施設の敷地拡張

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成22年に設立、不動産の所有・管理及び賃貸を主に営む法人です。既存工場は、譲受人の代表者が同じく代表を務める[REDACTED]に貸し付けている貸施設です。

貸付先である[REDACTED]は[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成17年に設立、鉄骨工事、クレーン建設機器リース業及び金属製品の製造及び販売を主に営

む法人となっております。この度、貸付先である[]の事業拡張のために既存工場の敷地が手狭となってきたため、既存工場と同じく譲受人である[]が貸施設として敷地を拡張して利用できるように計画したものです。

事業目的達成のためには既存工場と一体利用する必要があるものの、申請地の北側を流れる水路が幹線水路となっていることもあり、幹線水路への影響が少なくなるよう検討した結果、本申請地の通り事業範囲を選定したものです。

【資金】 土地代 500 万円 造成費 2,400 万円、建築費 0 万円

自己資金 3,000 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

【造成】 盛土 花崗土・砕石 H=0.4～1.2m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=0.8～1.6m

【排水】 雨水：雨水枡から東西の水路へ放流
汚水：発生なし

【他法令許可】 開発許可申請

【水利】 []

【隣接同意】 []

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 4 号現況証明について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 4 号-1

地図・写真： []

申請地： []

現況地目： 墓地

利用状況： 墓地

申請人： []

申請理由： 申請地は、昭和 27 年の農地法施行以前より墓地として供されている土地です。このように農地法施行以前から非農地であった土地に対しては非農地証明を行うことができるとの規定があるため、本届出が行われたものです。

なお、農地法施行以前より非農地であったことの証明としては、昭和 27 年以前に建立された複数の墓石の写真と、地元の古老等による農地法施行以前から非農地であった旨の確認書の提出があります。

現況は、写真のとおり複数の墓石が建っており、周囲を生垣で囲い、コンクリートを敷設しております。新しい墓石もありますが、コンクリート及び生垣の状態から、

古くから墓地として使用されていたことが伺えます。

周囲は宅地に囲まれており、農地に与える影響もないこと、また、現況及び確認書から、農地法施行以前から非農地であったことが確認できることから、非農地証明をしても問題ないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、相対による利用権設定です。P.7をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 6件 合計 11,324 m²

内訳

新規契約： 1番 1件 3,769 m²

更新契約： 2番～6番 5件 7,555 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.10をご覧ください。件数は1件、合計面積は4,000 m²です。

こちらの案件については、農地機構と現耕作者との契約の貸付期間が、R6.4.30で満了となるため、R10.4.30まで更新するものです。なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当たり12,000円、借受人は[REDACTED]です。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第7号、農地機構を通じた利用権設定です。P.11～P.16をご覧ください。

契約件数： 10件 合計 26,673㎡
新規契約： 1～8番 8件 23,821㎡
更新契約： 9～10番 2件 2,852㎡
変更契約： なし

貸付先としましては、1～2番を [] へ、3番を [] へ、
[] へ、 [] へ、 [] へ、
[] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第8号、特定農地貸付による農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について説明します。今月は2件です。

なお、この法律は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法に関する特例を措置する法律です。法律に定める「特定農地貸付け」の要件を満たす場合、市町村が農地を借りて市民農園を運営したり、企業やNPO法人などが市町村等と貸付協定を締結し農地を借りて市民農園を開設することができます。

議案第8号-1・2

地図・図面： []

貸付人： []

転貸者： 綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 綾川町

借受人： []

申請地： []

利用目的： 貸農園

賃料： 無償

説明：【理由】 申請人は、農業に興味のある一般市民に対して、遊休農地を利用した貸農園事業を運営する法人です。家庭菜園や自然農法野菜の普及に関する事業を行い、余暇の有効利用、健康的生活を支援することで、まちづくりの推進と経済活動の活性化を促すとともに、農業を通じて子どもの健全育成、及び環境の保全に寄与することを目的とし、活動しています。

令和6年3月31日をもって契約期間が満了となるため、5年間の契約更新申請をするものです。

【期間】 令和6年4月1日～令和11年3月31日 5年間（更新）

【事業内容】

- ・貸付期間 1年
- ・区画数 41区画
- ・区画面積 15㎡～24㎡
- ・利用料 400円/㎡・年間

議案第8号-3

地図・図面： [REDACTED]

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

利用目的： 貸農園

賃料： 年額 10,000円/10a

説明：【理由】 申請人である [REDACTED] は、農業者以外の者が野菜や花を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、遊休農地の有効利用等を目的に、レクリエーション農園の貸付けを行っております。

令和6年3月31日をもって [REDACTED] の契約期間が満了となるため、3年間の契約更新申請をするものです。

【期間】 令和6年4月1日～令和9年3月31日 3年間（更新）

【事業内容】

- ・貸付期間 1年
- ・区画数 22区画
- ・区画面積 30㎡
- ・利用料 2,000円/区画・年間

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第8号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第9号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第9号「令和6年度の目標の設定について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和6年度の最適化活動の目標の設定等についてです。

令和6年4月1日現在の概要は、総農家数1,670戸、基幹的農業従事者数1,083人、認定兼業者数は92経営体となっております。農家数及び農業従事者数については直近の農林業センサスに基づく数値です。

続いて最適化活動の成果目標です。

(1) 農地の集積についてですが、こちらは現時点では集積面積、集積率が確定していないため、仮

の数値を記載しております。現時点で未確定の数字については、確定後数値を修正し、公表することとします。なお、現段階の暫定値としては、これまでの集積面積が608ha、集積率が31.0%となっております。課題については、記載しているように基盤整備事業の実施地区においては担い手への集積・集約化が進んでおりますが、大規模経営を行う担い手が少なく、担い手全体として高齢化も見受けられるため、新たな担い手特に若年層の担い手確保が急務となっている状況です。

続いてその目標ですが、こちらも同様に現時点では未確定となっております。ただし、集積率を令和12年度に67%にすることを香川県が掲げていることから、その目標を綾川町にも当てはめることには変わりありません。5年間で集積率を67%へもっていくために、現状との差を残年数で案分して今年度の集積率の目標及び、新規集積の面積を決定することとなります。

(2) 遊休農地の解消ですが、こちらも現段階では集計が確定していないため仮の数値として昨年の結果を記入しております。集計後の数値が確定次第、該当箇所を修正し公表することとします。なお、現段階での暫定としては、管内の農地面積1,960haに対し、緑区分の遊休農地面積が31ha（トラクター等の耕耘で利用可能）、黄区分の遊休農地面積が30ha（トラクターと重機の併用で利用可能、人の背丈以上の雑木あり）、合計の1号遊休農地面積61haとなっております。昨年度の数字が、記載してある数値で、緑区分が30ha、黄色区分が25ha、合計の1号遊休農地面積が55haですので、暫定値と比較したところ昨年よりも増えたようになっています。遊休農地が解消された面積も多々ありましたが、それ以上に新たに発生した遊休農地面積が多かったため面積としては増えた形となっております。

目標については、昨年の目標数値と同様に緑区分の遊休農地の解消については令和3年度の28haに対して解消目標面積をその5分の1である6haとしています。

黄区分の遊休農地については令和3年度において24haでしたので、引き続き補助制度の周知や地域での基盤整備事業の活用等も含めて検討を行っていき解消に向けて取り組んでいきます。

(3) 新規参入の促進ですが、令和5年度の新規参入者については、認定新規就農者となった2名を記入しております。課題としては、依然としてまとまった面積を借りられる場所が少ないため、引き続き、農地の集積を進めるに当たってまとまって借りられる農地の情報把握に努めるものとします。

②の目標では新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積（借りたい人がいたら貸しますと承諾を得た農地）を農業委員会全体で10.9ha（1人当たり0.28ha）とします。

続いて、最適化活動の活動目標です。

まず1人当たりの活動日数は昨年と同様に8日/月とします。これは1日8時間活動をするという訳ではなく、何分でも活動した日は活動日として集計し、活動記録をつけます。

(2)の活動強化月間ですがこちらも昨年同様に8月、11月、3月の3回設定します。8月には農地パトロールが行われる予定ですので、その活動と併せて耕作者の意向把握や農地機構への流動化を推進するよう設定しました。11月、3月については、次の(3)新規参入相談会への参加目標にも関係することですが、新規就農者相談会を実施しますので、就農希望地区の農業委員等に参加をお願いするように設定しました。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第9号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は16件です。

関係する案件についてはまとめて説明いたします。

報告1-1~1-4

賃貸人：

賃借人：綾川町滝宮 今田 幸雄（イマダ ユキオ）

申請地：

解約日：令和6年2月27日

引渡日：令和6年2月27日

説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、関係する転用申請は今月の議案第3号（農地法第5条）の案件第1号で審議した案件となっています。

報告1-5~1-15

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和6年2月29日

引渡日：令和6年2月29日

説明：耕作者死亡による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-16

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和6年2月29日

引渡日：令和6年2月29日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第9号について、原案通り賛成

する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 12 回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2 時 40 分

閉会